東海市農業委員会総会議事録

１　日時及び場所

⑴　日　時　　令和８年（２０２６年）８月２０日（木）

開　会　　午後２時

閉　会　　午後２時３９分

⑵　場　所　　東海市役所　３０２会議室

２　出席委員（１７人）

農業委員

１番　久　野　光　洋	２番　荒　谷　　知
３番　今　津　英　伸	５番　土　方　秀　永
６番　澤　木　　眞	７番　大　村　景　子
８番　小　野　直　之	９番　早　川　克　朗
１０番　堤　　安　弘	１１番　太　田　錦　臣
１２番　平　松　一　徳	

農地利用最適化推進委員

北地区　小　島　康　嗣	北地区　深　谷　幸　伸
北地区　加　古　恒　弘	南地区　寺　島　国　之
南地区　蟹　江　永　規	南地区　深　川　正　浩

３　欠席委員（１人）

４番　井　村　真　道

４　職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長　竹　内　直　広	統括主任　平　松　久　知
主　任　菅　家　健　司	主　事　林　　美　波

５　傍聴者の数

なし

６　議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

７　議　　事

（久野　光洋会長（以下「会長」という。））

それでは、ただ今から、８月の農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は１１人で、本日の総会は成立いたします。

ただ今の出席農地利用最適化推進委員は６人です。

（会　長）

日程１「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号７番　大村　景子委員、８番　小野　直之委員を指名いたします。

（会　長）

日程２「会期について」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。会期は本日１日と決定いたしました。

（会　長）

日程３　議案第２８号「農地法第３条（委員会）」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第２８号「農地法第３条（委員会）」１ページから２ページについて説明さ

せていただきます。初めに、お手元の黄色のファイル農業委員会資料集、索引番号２番の「②農地法」の６ページをご覧ください。

３条許可申請とは、農地の権利移動の許可に係る申請でございます。農地法第３条の規定により、農地を農地として売買又は貸借等で農地の権利を取得する場合は、農業委員会の許可を受ける必要があります。

続きまして８ページをご覧ください。許可の基本要件につきまして左下の農地法第３条の許可要件早見表をご覧ください。個人の要件については基本要件２項の１号、４号、６号となります。

９ページをご覧ください。１号の全部効率利用要件とは、農地の権利を取得しようとするものまたはその世帯員が保有している農地を含め全ての農地を効率的に耕作することです。１０ページをご覧ください。４号の農作業常時従事要件とは、年間の農作業従事日数が、譲受人本人が６０日以上、世帯で１５０日以上であること。６号の地域との調和要件とは、農地の集団化や、農作業の効率化に支障を及ぼさないかどうかを判断します。

３条許可申請の概要については、以上で説明を終わり、議案１ページから２ページについて説明させていただきます。

件数は３件で、合計で畑２，２５０．３０㎡です。

申請番号１７９号は、経営規模拡大のため、申請番号１８３号は後継者として農業経営に精励するため、申請番号１８８号は、経営規模拡大のための３条許可申請です。

以上です。

（会　長）

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１７９号について、荒谷委員お願いします。

（荒谷委員）

申請番号１７９号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

次に、養父高区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１８３号について、今津委員お願いします。

（今津委員）

申請番号１８３号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１８８号について、早川委員お願いします。

（早川委員）

申請番号１８８号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第２８号は許可することに決定いたしました。

（会　長）

日程４　議案第２９号 「農地法第５条（知事)」を議題といたします。それでは事務局から説明を求めます。

（林主事）

議案第２９号「農地法第５条（知事)」３ページから５ページを説明させていただきます。

お手元の黄色のファイル農業委員会資料集、索引番号２番の「②農地法」の２３ページをご覧ください。

農地法第５条の規定では、市街化調整区域の農地転用に伴い、所有権の移転や貸借により権利の移動が生じる場合は、県知事の許可を受けることとされています。

農地転用許可申請については、農業委員会が申請書を受理し、総会において審議及び承認した後、県知事へ進達することとなっています。

テキストの２５ページをご覧ください。

農地転用許可の要件としては、

1 立地基準と２一般基準の２つの基準により判断されます。テキストの２６ページから２７ページに表が記載されております。ご参照ください。

それでは、議案の３ページから５ページを説明させていただきます。

件数は５件で、田９８２㎡、畑２，１１２㎡の合計３，０９４㎡でございます。

始めに、申請番号１６９号は、申請者は現在賃貸住宅に住んでおり、手狭になるため、母所有地に分家住宅を建築するものでございます。

農地区分は、第３種農地で、上水管、下水管の２種類が埋設されている幅員４m以上の道の沿道の区域で、おおむね５００m以内に教育施設、医療施設がある区域にある農地でございます。

区分の要件は、エー（ア）－ａ－（ａ）、許可基準は、エー(イ)で許可できるものでございます。

続きまして、申請番号１８９号は、申請地周辺には内科及び消化器内科が少なく、地域に密着した診療所の建設地として最適であるため診療所を建築するものでございます。農地区分は、第２種農地で、エー(ア)－ｂ－(ａ)の区域に近接する区域（目安として概ね５００m以内）にある農地で、その規模が概ね１０ｈａ未満であるものでございます。

区分の要件は、オー（ア）－ｂ、許可基準は、オー（イ）－ｂで許可できるものでございます。

続きまして、申請番号１９０号は、申請地周辺に調剤薬局が少なく、隣接する申請番号１８９号の医院のサポートができるため、調剤薬局を建築するものでございます。

農地区分は、第２種農地で、エー(ア)－ｂ－(ａ)の区域に近接する区域（目安として概ね５００m以内）にある農地で、その規模が概ね１０ｈａ未満であるものでございます。

区分の要件は、オー（ア）－ｂ、許可基準は、オー（イ）－ｂで許可できるものでございます。

続きまして、申請番号１９６号は、申請者は運送業を営んでおり、現在富木島町新石根と大府市に駐車場を所有していますが、事業拡大により駐車場が不足するため、申請地を取得するものでございます。

農地区分は、第３種農地で、上水管、下水管の２種類が埋設されている幅員４ｍ以上の道の沿道の区域で、おおむね５００ｍ以内に教育施設、医療施設がある区域にある農地でございます。

区分の要件は、エー（ア）－ａ－（ａ）、許可基準は、エー(イ)で許可できるものでございます。

続きまして、申請番号１９７号は、申請者は現在妻と二人で名古屋市緑区の賃貸住宅に住んでいますが、手狭になるため父所有地に分家住宅を建設するものでございます。

農地区分は、第１種農地で、概ね１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある農地でございます。

区分の要件は、イー（ア）－ａ、許可基準は、イー(イ)－ｃ－（ｅ）で許可できるものでございます。

以上です。

（会　長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１６９号について、今津委員お願いします。

（今津委員）

申請番号１６９号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１８９号、１９０号について、早川委員お願いします。

（早川委員）

申請番号１８９号、１９０号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１９６号について、太田委員お願いします。

（太田委員）

申請番号１９６号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を

及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１９７号について、澤木委員お願いします。

（澤木委員）

申請番号１９７号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

申請番号１８９号は同じ番号で２つあるのはどうしてか。

（事務局）

賃貸借と所有権移転の違いです。システム上分ける必要があるため２行となっています。

（会　長）

枝番で分けることはできないか。

（会　長）

今後枝番を追加していきます。

（会　長）

他に、御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第２９号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

（会　長）

日程５　議案第３０号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（菅家主任）

議案第３０号「租税特別措置法適格者証明」について、６ページを説明いたします。

件数は１件、畑１，０７２㎡でございます。

農業を営んでいた個人から相続により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合は、一定の要件をもとに、相続税の全部又は一部の納税が猶予されます。その手続きの際に、農業委員会が証明する納税猶予を受けるための適格者証明が必要となります。

申請番号１９５号は、被相続人が営んでいた農業を引き続き相続人が営み、相続税の納税猶予を受けるための適格者であることを証明するものでございます。

なお、当該特例適用農地は、市街化区域にある農地で、みかん、柿を栽培するものでございます。

以上です。

（会　長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１９５号について、早川委員お願いします。

（早川委員）

申請番号１９５号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

久子氏は何歳か。

（事務局）

久子氏は既に亡くなっており、修さんに相続され、適格者証明が申請されたものです。

（会　長）

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

異議なしと認めます。よって議案第３０号は原案のとおり証明することにいたしました。

（会　長）

日程６　報告第２５号「農地法第３条の３（相続等による権利移動)」から日程７　報告第２６号「農地法第５条（届出)」までを一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（菅家主任）

始めに、報告第２５号「農地法第３条の３（相続等による権利移動)」について、ご説明させていただきます。

お手元の黄色のファイル農業委員会資料集、索引番号２番の「②農地法」の７ページをご覧ください。

農地法第３条の３第１項による届出とは、相続や時効取得などの理由で、許可を受けることなく、農地の権利を取得した場合に、権利を取得したことを知った日からおおむね１０か月以内に、その農地がある農業委員会へ届出いただくものです。詳しくは、１６ページもご参照ください。

それでは、７ページから１０ページを説明させていただきます。

件数は、６件で、田６，２６２．４７㎡、畑６，２９４㎡、合計１２，５５６．４７㎡でございます。

６件とも、相続により所有権を取得したもので、あっせん希望はございません。

続きまして、報告第２６号「農地法第５条（届出)」について、ご説明させていただきます。

お手元の黄色のファイル農業委員会資料集、索引番号２番の「②農地法」の２４ページをご覧ください。

農地法第４条及び第５条の規定により、市街化区域内の農地の場合、転用者は農業委員会へ届出を提出することとされています。農地の所有者が自ら転用する場合は、農地法第４条、転用に伴い、所有権の移転や貸借により権利の移動が生じる場合は、農地法第５条の申請をすることになります。なお、条件として、申請地区は、市街化区域内であること、小作等が付いていた場合は、解約がされていること等があります。

それでは、１１ページから１７ページを説明させていただきます。

件数は８件で、田９３３㎡、畑９，７０４．１１㎡の、合計１０，６３７．１１㎡でございます。

転用目的は、住宅敷地１件、住宅用地１件、住宅建築用地２件、宅地敷地の拡張２件、資材置場１件、店舗用地１件でございます。

以上です。

（会　長）

ただ今から質疑に入ります、御発言のある方は挙手願います。

（澤木委員）

備考の共有者について、できればその共有者の横で記載できないか。

（事務局）

できる限り調整します。

（会　長）

申請番号１６８号について、事業主の業種は何か。

（事務局）

不動産業です。

（会　長）

かなりの面積であるが何をするのか。

（事務局）

資材置場です。

（会　長）

資材置場で、ここまで面積が大きいのか。

（事務局）

計画上は資材置場として届出が出されたものになります。市街化区域で届出の対応のため、受けざるを得ないのが現状です。

（会　長）

他に、御質問、御意見もないようですので、日程６　報告第２５号「農地法第３条(相続等による権利移動)」から日程７　報告第２６号「農地法第５条(届出)」を終了いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長竹内直広が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会　　長　久野　光洋

署名委員　大村　景子

署名委員　小野　直之